⑥　申請書及び資料の提出期限の日から工事に係る見積書の開封の時までの期間に、関東地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑦　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。詳細は説明書による。

⑧　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　現地での施工期間について、次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を建設工事に専任で配置できること。なお、特定建設工事共同企業体として参加する場合にあっては、原則として代表者の技術者を配置すること。また、複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

１）主任技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。あるいは、本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者であること。

監理技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

詳細は説明書による。

２）１人の者が、平成21年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記㋐、㋑に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、上記期間に育児休業等を取得していた場合及び事業促進ＰＰＰに従事していた場合は、その期間と同等の期間を評価期間に加えることができる。詳細は説明書による。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

㋐　水門、閘門（陸閘は除く）、可動堰のいずれかの工事であること。

ただし、最大径間長が10m以上であること。

なお、最大径間長とは、１径間以上を有する構造物の最大の径間長をいう。

㋑　一重矢板式、二重矢板式、セル式、鋼管のいずれかの仮締切を伴う工事であること。

ただし、上記㋐、㋑は維持修繕工事、機械設備工事は除く。

また、上記㋐、㋑は同一工事であること。

申請できる同種工事の工事経験は１件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が説明書に示す点数未満であるものを除く。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任（監理）技術者が上記の工事経験を有していればよい。特定建設工事共同企業体にあっては、代表者の主任（監理）技術者が上記の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

３）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

４）配置予定の主任（監理）技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を説明書別記様式－１－１で求めており、その明示がなされない場合は参加できない。詳細は説明書による。

⑶　競争に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は説明書による。

３　優先交渉権者の選定に関する事項

⑴　技術提案の評価に関する基準　本工事は旧江戸川9.3Ｋ付近において、江戸川水閘門のＩ期工事として閘門の新設を行うものである。江戸川水閘門改築工事は、流下能力、塩分遡上防止機能および船舶の航行を確保しながらの施工となるため、Ｉ期工事で使用した仮締切をⅡ期工事で部分的に使用する他、Ⅱ期工事の仮締切の一部をＩ期工事で施工することで、コスト縮減及び工期短縮を図る設計としている。本工事（Ｉ期工事）で施工する本体工（堰柱や中壁）は、次工事（Ⅱ期工事）の仮締切の一部として利用できるが、本体工の上流側には、次工事のみ使用する仮締切の一部を設置する必要があり、さらにその一部は水叩き区間での施工となる。そのため、本体工と仮締切材の接続処理や変位差による止水処理、撤去工法などに配慮する必要があり、仮設構造が複雑になる。このような現場条件を踏まえ、仮締切工を確実に完了させるためには、適用可能な技術の収集、現地における経験知識、施工者独自の技術の活用による仮設構造及び施工方法の選定が必要である。

また、仮締切後の施工ヤード内の地盤は軟弱な鋭敏粘土層であり、重機作業や車両走行等におけるトラフィカビリティ及び地耐力確保が必要となる。軟弱な鋭敏粘土層の対策については、安全性に配慮した、効率的かつ確実な施工方法の選択、及び周辺既設構造物等に変状を与えないことが重要であり、適用可能な技術の収集、現地における経験知識、施工者独自の技術の活用による施工方法の選定が必要である。工事発注にあたって、現場条件を踏まえた設計を行うには、施工者独自の高度な技術力を活用し、厳しい現場条件に対応した施工計画検討や工法選定が必要なことから、技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）を適用し、本工事に関する技術提案を下記１）から３）について求める。

１）技術協力業務の実施に関する提案：30点

２）水閘門本体工と鋼管矢板の接続部における仮締切構造及び施工方法の提案：40点

３）軟弱層（鋭敏粘土層）上におけるトラフィカビリティ及び地耐力確保に関する提案：40点

⑵　優先交渉権者の選定　上記３⑴による評価の結果、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

⑶　技術評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法　技術評価点が最も高い者が複数者いる場合、下記１）から３）の順で優先交渉権者を選定するものとする。

１）技術提案２）の点数の高いもの

２）技術提案３）の点数の高いもの

３）関東地方整備局における一般土木工事の有資格者名簿の上位者

なお３）について、共同企業体の場合は、代表者の順位とする。

⑷　技術提案書についてヒアリングを行う。

⑸　優先交渉権者の選定後、技術協力業務についての見積書の開封を行ったうえで、技術協力業務委託契約を締結すると同時に、建設工事の契約に至るまでの手続きに関する基本協定を締結し、価格等の交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては価格等の交渉の意思の有無を確認した上で、技術提案を反映した設計を改めて実施する。

⑹　技術提案の履行に関する事項　受注者の責めにより、技術提案内容が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、違約金及び指名停止等の措置を講じることがある。ただし、技術提案の設計において発注者と協議のうえ、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した場合、または施工条件の変更、災害により受注者の責めによらない理由による技術提案の不履行については、この限りではない。

４　手続等

⑴　担当部局　関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話048－601－3151㈹内線2525

電子メール　ktr-denshi-baitai@mlit.go.jp